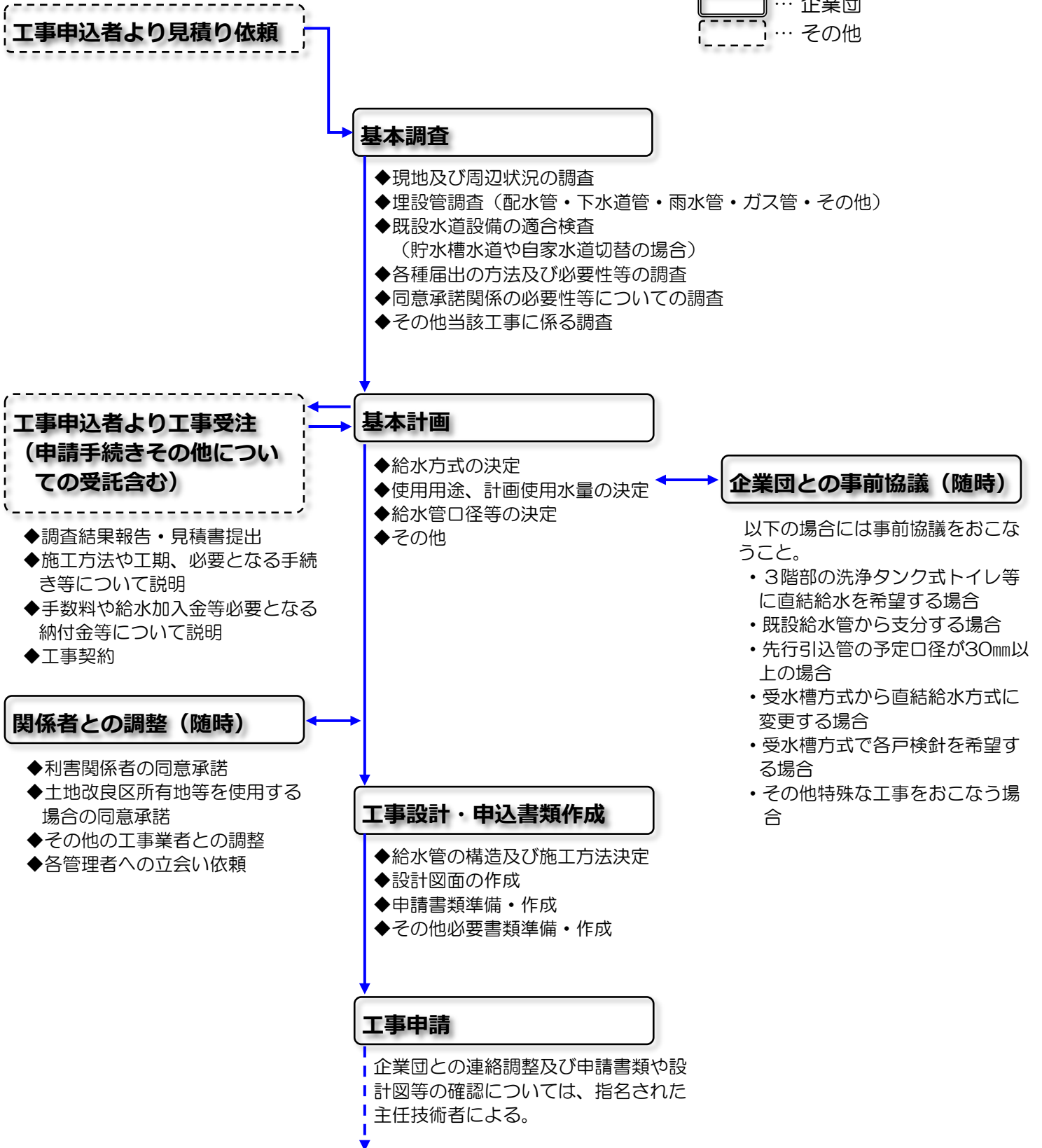


# 標準的な給水装置工事のフロー図 (1)

## (見積り依頼～工事申請まで)

- … 指定工事事業者
- … 企業団
- … その他



# 標準的な給水装置工事のフロー図 (2)

## (工事申請～着工まで)

工事申請

受付・設計審査～決裁

- ◆設計図面審査
  - ◆申請書類審査
  - ◆同意・承諾状況確認
  - ◆その他必要事項に係る審査
- ◎決裁までに1週間の期間を要する。  
※書類不備等がない場合。月曜日に申請したものは原則として翌週の月曜日には決裁を得ているものとする。

不備や誤り、基準を満たさない設計であると判断された場合は、訂正等必要な修正等をおこなったうえで再申請。

### ★設計審査及び決裁について

申請から決裁まで1週間を要するため、着工までに余裕を持って申請すること。申請書類に不備等があった場合は、内容の手直しや差替え、再申請後更に時間を要するため注意すること。

手数料、給水加入金の納付書発行

◎納付書の発行について  
企業団決裁後、速やかに発行する。

手数料納入

企業団会計窓口もしくは企業団指定金融機関窓口にて納入。

金融機関窓口で納入した場合、企業団で入金を確認できるまでに2週間程度の期間を要する。

給水加入金納入

企業団会計窓口もしくは企業団指定金融機関窓口にて納入。

金融機関窓口で納入した場合、企業団で入金を確認できるまでに2週間程度の期間を要する。

工事承認

申請書類の審査受付及び手数料の徴収をもって工事承認とする。

道路占用許可申請手続き

- ◆申請書類作成
- ◆道路管理者への申請

毎週水曜日までに審査済のものについて金曜日に申請。

道路管理者及び所轄警察署による審査～許可

所轄警察署による審査～許可

許可を得たら許可書写しを企業団へ提出

道路使用許可申請

「道路占用許可書写し」もしくは「道路工事実施協議同意書写し」を添えて所轄警察署へ申請

手数料の納入を確認できないものについては、工事未承認のため許可書写しは引き渡し不可。

道路占用許可書受領

- ◆許可書の回収
- ◆工事事業者への許可連絡

- ・市道・町道の場合、占用申請から許可まで2週間程度の期間を要する。
- ・県道の場合、占用申請から許可まで1ヶ月程度の期間を要する。
- ・国道の場合、事前協議が必要となり、さらに占用申請から許可まで1週間程度の期間を要する。

材料購入

管工事組合又は他の管材業者より購入。管工事組合で購入したもので当該工事の材料として適合証明書を発行されたものは材料検査合格品として取り扱う。適合証明書は購入後企業団に正副提出するものとし、受領証明として副の証明書に企業団受領印を押して返却するものとする。

材料検査 (もしくは管工事組合で指定材料購入)

企業団の指定する範囲で使用する材料について、企業団による検査が必要。材料検査をおこなう場合は、事前に検査日等の調整が必要。

分岐又は撤去工事立会予約

- 以下の条件を満たしたうえで給水係窓口で立会予約表に施工日を記入。
- ①給水加入金を納入したことの証明  
(領収書写しの提出。企業団が納入確認済のものについては不要。)
  - ②道路使用許可書写しの提出
  - ③材料検査に合格したことの証明、もしくは管工事組合発行の使用材料適合証明書写しの提出
- ※ 工事中止もしくは施工日の変更については、当日朝9時までにその旨連絡しなければならない。

着工

# 標準的な給水装置工事のフロー図 (3)

## (着工～引き渡しまで)

